（令和8年度）

第一種衛生管理者などを対象にした3日間のコース

衛生工学衛生管理者講習

中央労働災害防止協会/関東安全衛生サービスセンター 主催

有毒なガス、蒸気、粉じん等の有毒因子を発散する作業場には、作業環境を改善するために、それら有害因子の発散を抑制するための衛生工学的対策が必要です。

また、このような有害業務を有する一定の事業場では、労働安全衛生規則第7条第1項第6号の規定により、衛生管理者のうち一人を**衛生工学衛生管理者免許**を受けた者の中から選任することが義務付けられています。

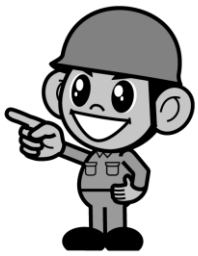
この講習を受講し、カリキュラムの中の試験に合格した修了者には修了証が交付され、その後修了者の住所を管轄する都道府県労働局長に免許申請することにより、衛生工学衛生管理者免許を取得できます。

※この講習は衛生工学衛生管理者免許を取得するための要件である都道府県労働局長の登録を受けた者が行う講習として、中央労働災害防止協会関東安全衛生サービスセンターが実施するものです（免許試験のための準備講習ではありません）。

日程

- 第1回 2026年 5 月20日(水)～22日(金)
- 第2回 2026年 8 月26日(水)～28日(金)
- 第3回 2026年10月21日(水)～23日(金)
- 第4回 2026年11月25日(水)～27日(金)
- 第5回 2027年 2 月24日(水)～26日(金)

定員 各回29名



会場

シグマビル2階
〒108-0023 東京都港区芝浦3-7-12

お問合せ先

中央労働災害防止協会
関東安全衛生サービスセンター(中災防 関東センター)
〒108-0023 東京都港区芝浦3-7-12 シグマビル1階
TEL 03-5484-6701 FAX 03-5484-6704

受講資格及び受講料

※科目ごとに修了試験があります。

分類	受講資格要件	講習科目	日数	受講料
3	第1種衛生管理者免許試験に合格した者（なお、保健師・薬剤師の資格による免許取得者は対象外）	労働衛生工学に関する知識 職業性疾病の管理に関する知識	3日間	114,400円
4	学校教育法による大学において保健衛生に関する学科を卒業した者であって、労働衛生に関する講座又は科目を修めた者			
上記3.または4.の資格に合わせて、以下の資格をお持ちの場合				
5	労働衛生コンサルタント（保健衛生）	労働衛生工学に関する知識	2日間	84,700円
6	労働衛生コンサルタント（労働衛生工学）	職業性疾病の管理に関する知識	1日	38,500円
7	作業環境測定士			

※受講料にはテキスト、資料代、消費税10%が含まれています。

申 し 込 み の 流 れ

❶ 申込みは申込書に記入の上、受講票部分に写真を貼付し、**資格確認証明書類を添えてご郵送**下さい。（FAX不可）
[送付先：〒108-0023　東京都港区芝浦3-7-12　シグマビル1階　中災防 関東センター]

資格確認証明書類

●受講資格要件が③、⑤、⑥及び⑦に該当する場合卒業証明書は不要です。
⇒各試験合格証等（免許証・登録証・講習修了証など）のコピーを添付して下さい。
●受講資格要件が④の場合
⇒卒業証明書原本（大学学部又は高専に限ります。大学院修了証は不可、コピー不可）
なお、受講初日にその原本を提示していただきますので必ずご持参ください。
提示がない場合は修了証を発行できません。

写真

●写真（縦30㎜、横24㎜、6か月以内に撮影、上三分身、正面脱帽）を用意し、裏面に氏名を記入のうえ受講申込書の指定の位置に貼付してください。
●なお、免許申請時に、別途写真（同サイズ）が必要となりますので、ご自身で保管してください。

❷ 申込み受付は申込受付先着順とします。なお、電話での予約は承りませんのでご了承ください。
❸ 申込受付後、当方より「研修申込みの正式受付のご連絡」を連絡担当者様に送付します。
（通常メール又はFAXによりご連絡いたしますので、メールアドレス又はFAX番号の記入をお願いします。）
❹ 「研修申込みの正式受付のご連絡」がお手元に届いた後に受講料の振込みをお願いします。
（送付後1週間以上「研修申込みの正式受付のご連絡」による連絡がない場合にはお電話にてお問合せください。
❺ 講習の2週間前に受講票及び交通の案内等を連絡担当者様に送付します。受講票は講習当日お持ちください。

注 意 事 項

※結婚等により改姓され卒業証明書・修了証等と現在の姓が異なる場合は姓の変更が分かる戸籍謄本を添付して下さい。
※ご記入の際は、必ずペン又はボールペンでご記入ください。鉛筆書きのものは受付いたしません。
※申込内容の変更（受講者の変更、受講の取り消し等）がある場合には、直ちにご連絡下さい。
※受講料にはテキスト、資料代、消費税が含まれます。
※宿泊施設等の手配は行っておりませんのでご了承ください。

受 講 料 の 振 り 込 み

当方より送付する「研修申込みの正式受付のご連絡」を確認後、開催2週間前までに下記口座に受講料の振込みをお願いします。

みずほ銀行　横浜駅前支店

普通預金　1131002

中央労働災害防止協会

※銀行発行の振込金受取書をもって領収書に代えさせていただきます。
※振込手数料はご負担ください。

取 り 消 し に つ い て

受講申込みの取消しのご連絡が次の場合はキャンセル料を申し受けます。

◎開講日から起算して7日前から開講日前日までの取り消し	**受講料の30%**
◎開講日当日以降の取り消し	**受講料の100%**

標準講習日程

（変更になる場合もございます）

第1日

9:00 / 9:30 / 12:15 / 17:00 / 17:55

オリエンテーション	休憩(5分 2回) 職業性疾病の管理に関する知識	昼食・休憩 (60分)	休憩(5分 3回) 職業性疾病の管理に関する知識	休憩 自習 (30分)	**試験** 職業性疾病 (25分)

第2日

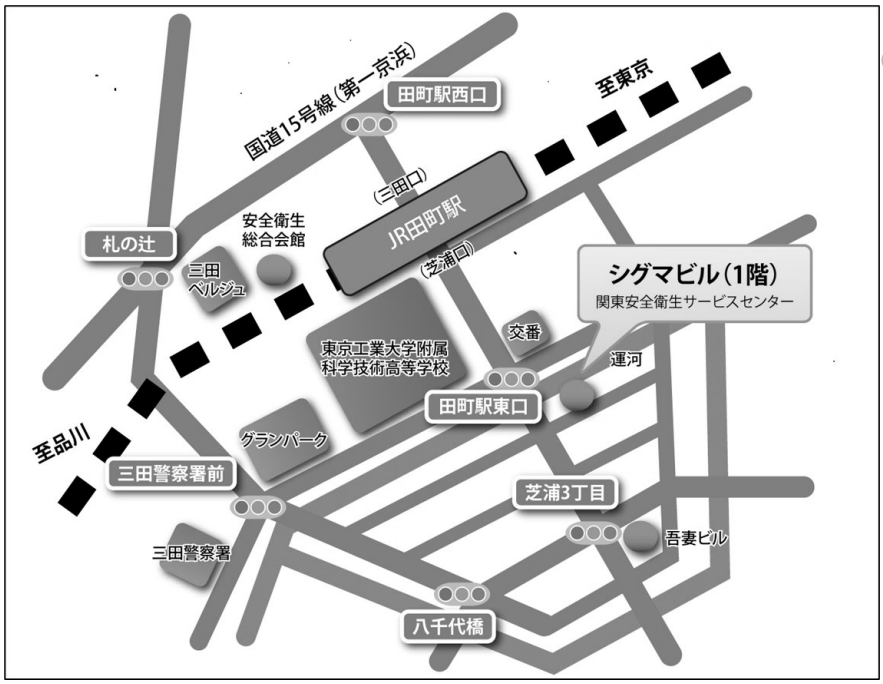
9:00 / 12:00 / 13:00 / 13:45 / 18:00

休憩(5分 2回) 労働衛生工学に関する知識Ⅰ（作業環境に関する基礎知識）（作業環境改善の具体的進め方）	昼食・休憩 (60分)	休憩(5分 3回) 労働衛生工学に関する知識Ⅱ（局所廃棄装置に関する基礎知識）

第3日

9:00 / 10:45 / 10:50 / 12:30 / 13:30 / 15:25 / 16:50 / 17:20 / 18:10

休憩(5分 1回) 労働衛生工学に関する知識（局所廃棄装置に関する基礎知識）	休憩5分	労働衛生工学に関する知識（実習）	昼食・休憩 (60分)	休憩(5分 1回) 労働衛生工学に関する知識Ⅲ（作業環境測定の方法及びその評価）	休憩(5分 1回) 労働衛生工学に関する知識Ⅳ（保護具に関する基礎知識及びその方法）	休憩 自習 (30分)	**試験** 労働衛生工学 (50分)



関東安全衛生サービスセンター 案内図

最寄駅

- **JR田町駅** 徒歩3分
- **都営地下鉄三田駅** 徒歩6分

衛生工学衛生管理者講習（東京都港区開催）受講申込書　（太枠内をすべて記入ください）

講座回数及び期間	第　回　年　月　日(　) ～　日(　)				裏面に氏名を記載した写真を貼付 縦 30mm 横 24mm
フリガナ		性別	生年月日	(昭和・平成)　年　月　日生	
氏名		男・女			
受講者現住所	〒　—				
	TEL	FAX			
	E-mail				
事業場名・所在地（個人申込の場合は記入不要）	(フリガナ) (名前) 部課	事業場規模	□50人未満　□50～99人 □100～299人 □300人以上	業種	
	〒　—	連絡担当者（受講者と同じ場合は記入不要）	部課 フリガナ 氏名		
	TEL　FAX				
	E-mail				

受講資格要件
3～7の該当する受講資格の番号を○で囲ってください。
なお、複数の資格所有者は全ての資格を○で囲ってください。

3　第一種衛生管理者免許試験に合格した者（保健師・薬剤師等の資格による免許取得者は対象外）
4　学校教育法による大学において保健衛生に関する学科を卒業した者であって、労働衛生に関する講座又は科目を修めた者
5　労働衛生コンサルタント試験（保健衛生）に合格した者
6　労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）に合格した者
7　作業環境測定士となる資格を有する者

資格・学歴証明書類の添付忘れに注意下さい

※照合

卒業・免許取得等年月日 ※上記資格要件4の場合は学校名、学部、学科名を併記	(昭和・平成・令和)　年　月　日　卒業・取得 (学校名他:　)

当該箇所の□にチェックマーク(✓)をご記入ください。
・受講料について（振込手数料は、ご負担下さい。）　月　日（予定日）□銀行振込　□現金書留
・請求書について　□希望する（宛名:　)□希望しない

修了証および特典

❶修了者（全科目を受講し、かつ修了試験合格者）には修了証が交付され、その後修了者の住所を管轄する都道府県労働局長に免許申請することにより、衛生工学衛生管理者免許が取得できます。

❷衛生工学衛生管理者免許を受けた者は、全業種において労働安全衛生法第12条第1項の規定による衛生管理者として選任可能となります。

❸労働安全衛生法第12条第1項による衛生管理者のうち、衛生工学衛生管理者免許を受けた者で、その後3年以上労働安全衛生法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項で衛生工学に関するものの管理の業務に従事した経験を有するものは「労働衛生コンサルタント試験」の受験資格が認められます。詳しくは安全衛生技術試験協会のHPにてご確認ください。